

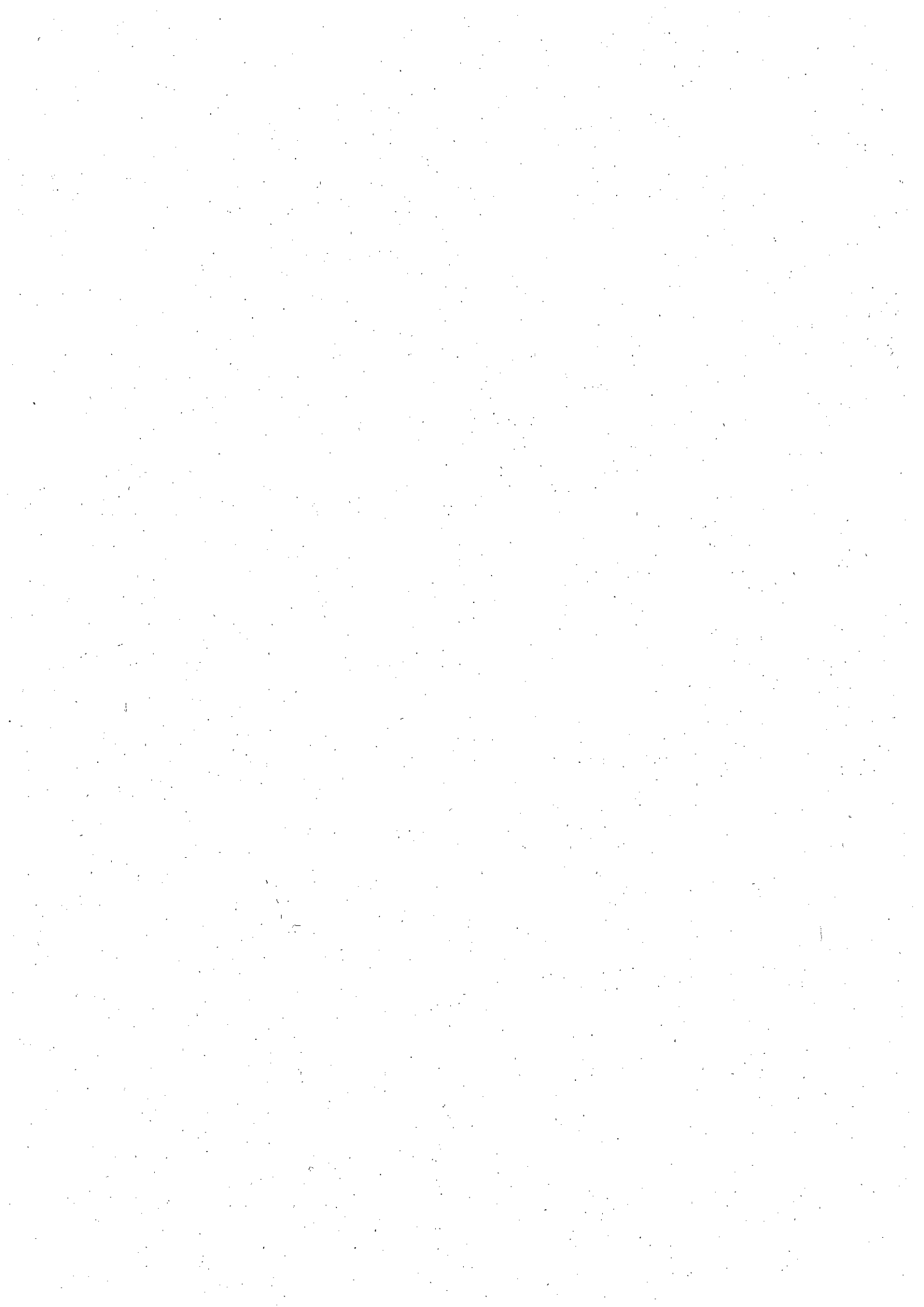
議案第15号

日野町営バス購入等基金条例の一部改正について

日野町営バス購入等基金条例を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一



日野町営バス購入等基金条例の改正が必要な理由と概要

1 趣旨

令和3年度より町営タクシー運行事業に着手し、新たな公共交通体系を構築する。町営バスと町営タクシーの総称を「日野町営交通」と定めることに伴い、必要な条例改正を行う。

2 改正内容

(1) 条例件名の改正

件名を、「日野町営交通車両購入等基金条例」に改正

(2) 条文中の「町営バス」を「町営交通車両」に改正

第1条及び第5条において該当箇所を改正

3 附則

施行期日は令和3年4月1日とする。

日野町営バス購入等基金条例の一部を改正する条例

日野町営バス購入等基金条例(平成19年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日野町営交通車両購入等基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき町営交通車両の購入資金等に充てるため、日野町営交通車両購入等基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、町営交通車両購入及び大規模な修繕のため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>日野町営バス購入等基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき町営バスの購入資金等に充てるため、日野町営バス購入等基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、町営バス購入及び大規模な修繕のため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。